

生駒市規則第9号

生駒市屋外広告物規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市屋外広告物規則の一部を改正する規則

生駒市屋外広告物規則（平成14年3月生駒市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第5県条例第5条第1項第1号から第4号までに規定する地域又は場所の項中第2号を次のように改める。

(2) 案内板

表示面積は、5平方メートル以下であって、次のいずれかに該当すること。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定された重要文化財、史跡名勝天然記念物若しくは仮指定された史跡名勝天然記念物又は奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）の規定により指定された奈良県指定文化財の紹介又は案内を目的とするものであること。

イ 自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体又は市長が地域の公益活動を行うと認める団体が管理し、かつ、地域独自の文化又は歴史を反映した物件の紹介又は案内を目的とするものであること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。